

### 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、日当」及び「、食卓料」を削り、同条第5項中「当たり」を「当たり」に改め、同条中第6項を削り、同条第7項中「当たり」を「当たり」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を削り、同条第9項中「当たり」を「当たり」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第10項を同条第8項とし、第11項を第9項とする。

第7条第1項中「日当及び」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を削り、第17条を第15条とする。

第18条中「第14条第1項の規定による日当の額の5日分及び第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1項第1号ア及びウ中「日当、」及び「、食卓料」を削り、同項第2号中「第17条第1項第1号」を「第15条第1項第1号」に改め、同条第3項中「日当、」及び「、食卓料」を削り、同条を第17条とし、第20条を第18条とし、第21条を削り、第22条を第19条とし、第23条から第26条までを3条ずつ繰り上げる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条、第18条関係）

区分	宿泊料	
	甲地方	乙地方
市長等	13,200円	11,600円
指定職給料表の適用を受ける者	11,800円	10,300円
8級以下の職務にある者	8,700円	7,600円

備考 この表において、「甲地方」及び「乙地方」とは、それぞれ国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1 1 日当、宿泊料及び食卓料の表備考に規定する甲地方及び乙地方とする。

別表第2中「第17条」を「第15条」に改める。

別表第3中「第24条」を「第21条」に改め、同表備考第1項中「(昭和25年法律第114号)」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋下徹

#### 説明

日当及び食卓料を廃止し、宿泊料等の額及び旅費の支給対象となる旅行の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 職員の旅費に関する条例（抄）

#### （旅費の種類）

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 - 4 省 略

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たり  
当たりの定額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たり  
当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たり  
当たりの定額によ

り支給する。

10 - 11 省 略

第7条 旅行者が同一地に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日をこえる場合はそのこえる日数について定額の10分の1に相当する額、超える  
超える

額、滞在日数30日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数  
超える  
超える

在日数60日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の10分の3に相当する額、滞在日数  
超える  
超える

100日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の10分の4に相当する額をそれぞれの定  
超える  
超える

額から減じた額による。

2 省 略

#### （日 当）

第14条 日当の額は、1日につき別表第1に定める額とする。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の

場合における日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、支給しない。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第15条 省 略

第14条

(食卓料)

第16条 食卓料の額は、1夜につき別表第1に定める額とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第17条 省 略

第15条

(着後手当)

第18条 着後手当の額は、第14条第1項の規定による日当の額の5日分及び第15条第1項の規定第16条 第14条

による宿泊料の額の5夜分に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
第17条

(1) 赴任の際扶養親族を旧任地から新任地まで伴う場合 赴任を命じられた日における当該伴う扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢について次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額

ア 12歳以上の者である場合 その移転について職員に支給すべき鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額に相当する額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 省 略

ウ 6歳未満の者である場合 その移転について職員に支給すべき日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額

(2) 前号に該当する場合を除くほか、第17条第1項第1号又は第3号に該当する場合 省 略  
第15条

2 省 略

3 第1項第1号アからウまでの規定により扶養親族に係る日当、宿泊料、食卓料及び着後手当に相当する部分の旅費の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 省 略

(勤務地及び近接地内旅行の旅費)

第20条 省 略

第18条

(勤務地及び近接地以外の同一地内旅行の旅費)

第21条 勤務地及びその近接地で市規則で定める地域以外の同一地内における旅行については、  
鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合

第10条、第11条又は第13条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合 当該超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、  
船賃又は車賃

2 第14条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

第22条－第26条 省 略

第19条 第23条

別表第1 (第14条、第15条、第16条、第20条関係)

区 分	日 当	宿 泊 料	食 卓 料
市長等	3,300円	16,500円	3,300円
指定職給料表の適用を受ける者	3,000円	14,800円	3,000円
8級以下の職務にある者	2,200円	10,900円	2,200円

別表第1 省 略

別表第2 (第17条関係)

第15条

省

略

別表第3（第24条関係）

第21条

省	略
---	---

備考

1 この表において、「指定都市」、「甲地方」、「乙地方」及び「丙地方」とは、それぞれ國家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第2 1 日当、宿泊料及び食卓料の表備考2に規定する指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とする。

2 省 略